

平成31年度事業計画書

公益社団法人 小金井市シルバー人材センター

平成31(2019)年度事業計画書

自 平成31(2019)年 4月 1日

至 平成32(2020)年 3月 31日

I. 概況

我が国は高齢社会が進み平成29(2017)年においては65歳以上の人口が全体の27.8%にまで達し、平成47(2035)年では32.8%(内閣府「平成30年版高齢白書」より)となり高齢社会がさらに進みます。

高齢者の急激な増加により、社会保険料の増額、年金制度の支給開始年齢の引き上げ、高齢者の継続雇用制度が拡充されるなど、高齢者を取り巻く状況は年々変化しています。

一方、人生100年時代と言われ、高齢者がいきいきと活躍し続け、生涯現役社会の実現に向けた取り組みが重要です。

このような社会情勢の中で、生涯現役社会の担い手としてシルバー人材センターが担う役割は今後ますます増大するものです。

小金井市シルバー人材センターは、昭和51年10月に高齢者事業団として設立以来、高齢者の会員に対し多様な就業機会を提供するとともにボランティア活動を通じ地域社会に貢献してきました。

現在、会員数は1,200人近くとなり、市内の60歳以上人口に対し会員数の割合は3.7%(入会率)となり、全国及び都でも有数の入会率を誇っています。シルバー人材センター事業を継続・拡充していくためには、就業機会の拡充と会員数を確保することが不可欠です。

小金井市シルバー人材センターでは、あらゆる機会を通じて元気な高齢者が、生涯現役でいきいきと働き続けることや地域社会に貢献する意義を認識していただき、「自主・自立」した組織と「共働・共助」のもとで就業することの素晴らしさを広く発し、会員確保に努めます。

また、会員確保と同時に就業機会の場を提供することも重要です。平成30(2018)年10月より初めて受託した労働者派遣事業をより一層推進し、ならびに依頼の多い建物清掃業務の受注態勢の拡大・充実に努めて参ります。

平成31(2019)年度は地域に根差したシルバー人材センターを目指して、次の基本方針に基づき事業運営に努めます。

II. 基本方針

1. 臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供を行います。
2. 高齢者に対して簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等を実施します。
3. 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るため必要な事業を行います。
4. 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供、調査研究、相談及び事業の企画運営を行います。
5. その他センターの目的を達成するために必要な事業を行います。

III. 事業実施計画(定款事項)

1. 就業機会の開拓及び提供

契約金額は、市営自転車駐車場の統廃合による減収等を考慮し、4億6200万円、就業率は年間90%、月間70%以上を目標とします。

- (1) 仕事の需要に対応できる受託能力の増強と、より多くの高齢者に就業機会を提供するため入会勧誘を推進し、年度末会員数1,222名を目標とします。
- (2) 官公庁、民間企業、一般家庭等を対象にして高齢者就業の理解を求め、高齢者に適した仕事を開拓して就業機会の提供に努めます。
- (3) 市営自転車駐車場を始めとする公共事業の受注の減少が今後も続くことが見込まれるため、民間企業、一般家庭への就業開拓を積極的に行います。
- (4) 会員の知識や技能を生かせる新規事業の検討を行います。
- (5) 地域に密着した組織であることを生かし、地域会員と職班会員が協力しあってお客様によりよいサービスが提供できるような施策を推し進めます。
- (6) 保護者のニーズに応えられるよう、子育て支援、家事支援サービスの充実を図るとともに就業開拓も実施します。
- (7) 介護保険制度改正による要支援1、要支援2認定者の生活援助サービスに対応できるよう会員の増強を図ります。
- (8) 就業情報を全会員に提供するため、「事務局からのお知らせ」を発行します。

2. シルバー人材センター等労働者派遣事業(シルバー派遣事業)

シルバー人材センター等労働者派遣事業(シルバー派遣事業)により、今まで受託できなかった業務についても受託できるようにし、請負だけでなく、派遣による就業機会の拡大を図り、多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保に努めます。

3. 研 修

就業機会の拡大並びに事業運営の強化等を図るため、就業に必要な知識・技能及び接遇・接客マナーの付与、向上を目的とした研修、講習等を次のとおり実施又は参加します。

区 分		対 象 等	予定時期
独 自 開 催	*接遇研修	公共及び民間職班・新規就業会員	6月 (公民各1回)
		施設管理3年目就業会員	11月(2回)
	*フォローアップ研修	就業開始後3ヶ月経過した就業会員	随時
	安全講習	全会員	7月、10月
	*新入会員研修 (入会式)	新入会員	月1回
	*リーダー研修	新任地区委員	5月
		新任職班長	5月
	会員一般講習	会員及び一般市民対象	未 定
	役員研修	役 員	適 宜
	自主研修	《指定管理者としての研修》 自転車駐車場管理接遇研修	
《技能・技術向上研修》 職班自主開催		適 宜	
《施設管理班》 *設備・機器取扱習熟研修		適 宜	
《駐輪場以外の公共及び民間関係》 *職班別接遇研修		適 宜	
参 加	全シ協、財団等 の主催する研修	役員、会員、職員の諸研修	適 宜
	第5ブロック 共催の研修	会員研修(ブロックで協議の内容)	未 定
役員研修(ブロックで協議の内容)		未 定	
職員研修(ブロックで協議の科目)		未 定	

*:研修委員会が企画運営及び支援する研修

4. 社会奉仕活動

- (1) 全員参加型によるボランティア清掃等地域貢献活動推進に努めます。
- (2) 経験・技能等を生かした職班によるボランティア活動推進に努めます。

5. 情報の収集及び提供・普及啓発

高齢者の就業に関する各種情報の収集・提供に努め、センター事業の普及啓発活動を行い、会員の増強と受注拡大に役立てるため、次の諸活動を行います。

(1) 情報の収集

東京しごと財団及び第5地域ブロック主催の各種会合等にも積極的に参加し、高齢者の就業に関する情報の収集に努めます。

情報の提供

(2) 収集した高齢者の就業に関する情報は、「事務局からのお知らせ」「リーフレット」等により提供するよう努めます。

(3) 普及啓発

センター事業に対する理解・認識を深めるため、各種普及啓発活動を行います。

区 分		説 明	予定時期
印刷物による普及宣伝	会報の発行	会員、発注者及び関係機関等に配付して事業の情報提供と理解に役立てる。	年4回
	市報の活用	市報で概要を説明し、受注と入会を促進する。	4月・10月
		各種講座等の募集記事を掲載依頼し事業の普及宣伝に役立てる。	適 宜
	要覧の発行	関係機関、団体等に配付し事業内容の理解浸透に努める。	7月
	広告掲載	市発行物へ広告を掲載する。	常 時
	地元紙の活用	地元新聞社にセンター事業の情報を提供し記事掲載してもらう。	常 時
	「いきいき小金井」「リーフレット」の発行	市民向け広報紙を配布し、入会促進、事業内容をPRする。	各年1回
入会説明会	センターの基本理念と事業内容を説明し入会を促進する。	第1及び第2木曜	

行事による普及宣伝	市民まつりに出店し宣伝に活用する。	10月
	いきいきシルバークフェアを開催し、受託事業を紹介し、センターのPRに資する。	10月
ボランティア活動	職班、地域班及び全会員参加型による社会奉仕活動を推進しセンターの認知度を高めイメージアップを図る。	適宜
会員増強月間	会員増強月間を設け、会員による「ひとり一人声かけ運動」を推進し入会の促進を図る。	10月
他団体への協力要請	他団体の諸会合に出席し、センター事業の理解浸透を図る。	適宜
ホームページによる事業紹介	受注、会員勧誘、行事等の最新情報を掲載し、センター窓口としての充実をさらに図る。	常時

6. 調査・研究

高齢者の就業に関する調査・研究を行い、就業機会の開拓と提供に役立てます。

- (1) 会員就業実態の集計、分析を毎月実施します。
- (2) 「月刊シルバー人材センター」等の情報誌や全国フォーラム等から得られる全国のシルバー人材センターで実施している事業の情報を集め、実現できるかについて調査研究いたします。
- (3) 発注者に対しアンケート調査を実施し、就業の資質向上に役立てます。
- (4) 組織強化・体質改善のための提案を会員から募集し、必要と思われる提案についてはセンター事業運営に取り入れていきます。

7. 相談

関係機関と連携し、高齢者の就業等に関する相談を積極的に行います。

- (1) 高齢者の就業及び求人に対する相談をセンター事務局で常時受け付けます。
- (2) 会員の就業活動に関する諸相談を毎月実施します。

8. 安全

就業中や就業先往復経路での事故防止を図るため、安全就業対策方針に基づき安全就業意識の啓発及び会員の健康管理を促すための方策、講習会等を

実施していきます。

- (1) 安全器具、保護具等の整備点検、着用の促進
- (2) 安全標語の募集、作業所等への掲示
- (3) 安全就業強化月間の設定(7月・12月)
- (4) 就業現場安全巡回の実施(7月・12月)
- (5) 自転車安全講習会の実施
- (6) 自動車運転安全講習会の実施
- (7) 体力測定会の実施
- (8) 緊急連絡網等の整備

IV. 管理・運営事項

1. 運営体制の強化

事業の適正かつ円滑な運営を図るため、理事会をはじめ部会、委員会等の活動を次のとおり行います。

- (1) 理事会を毎月定例的に開催し、センターの運営・事業の執行に関する審議を行い年度計画の着実な執行に努めます。
- (2) 三役部会長等連絡会議、専門部会、委員会等を随時開催し、事業運営効果的推進と理事会の積極的な活動を促します。
- (3) 「職班」化を推進し相互協力と共働就業に努めます。
- (4) あらゆる支出について今一度見直し経費削減に努めます。

2. 施設の整備・充実

狭隘な当センターの拠点施設の拡充については、平成 34(2022)年 7 月竣工予定の新福祉会館に入ることが決まりました。また、各種事業推進のための一般作業場の確保については、引き続き市に対して要望いたします。